



## 日本ウェルビーイング医学協会コーポレート会員募集要項

一般社団法人日本ウェルビーイング医学協会は、医師・歯科医師含むコメディカルの方と企業そして一般の顧客と繋ぐビジネスの新しいプラットフォームを提供し、各先生方の専門分野の講演や認定コースによる新しいウェルビーイング・ソリューションの普及啓蒙活動をしていきます。

当協会の活動の趣旨に賛同し、事業並びに運営を支援して下さる法人または団体を募集します。

### 1. コーポレート会員（企業及び団体）

現在に至るまで私たち医師、歯科医師(以下医師と呼ぶ)は医学的に診断の下された疾病の治療や疾病の予防に尽力を尽くしてきました。しかし世の中には医学的診断の下されない病(illness)に苦しみ、悩み、WHOの定義する健康で、身体的、精神的、社会的にウェルビーイングとは言いがたい状況にある人々が数多く存在します。中には自分自身の抱えている悩みや心身の状態を人に相談することもできず、解決策も見当たらないという行き詰った状況にある方も少なくありません。日本ウェルビーイング医学会では、今まで医学的診断の元では疾病とみなされてこなかった illness に焦点を置き、医学的根拠や専門的知識を持つ医師達の知恵に基づいた安全なソリューションを提供し、普及させる事により身体的、精神的、社会的にウェルビーイングな状態へ導き、人々の幸福に貢献します。

ウェルビーイング医学のソリューションの普及・啓蒙に賛同し、社団法人の運営及び活動の支援をして下さる法人または団体にコーポレート会員になっていただきますようお願いいたします。

### 2. 募集期間

コーポレート会員の募集期間は、特に定めず、随時入会可能とします。

### 3. 申込方法

コーポレート会員として一般社団法人日本ウェルビーイング医学協会の事業をご支援いただける場合、別紙の申込書にて以下の窓口にお申し込み下さい。

また、反社会的勢力との一切の関係排除の取り組みのため、コーポレート会員お申込みに際して、「暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・誓約書」のご提出をお願いすることになりました。

誓約書に有効期限はございませんが、会社統合等の大きな変更がございました場合にはあらためてご

提出いただく場合もございます。ご理解いただきますようお願いいたします。

一般社団法人日本ウェルビーイング医学協会 事務局  
〒108-0072 東京都港区白金2-5-12 ガーデンホームズ白金 1307  
TEL :03-5422-8087 (代表) FAX: 03-5422-8756  
E-mail: info@jswm.jp

#### 4. コーポレート会員入会要件

理事または評議員1名以上の推薦が必要になります。  
お申し込み確認、理事会での承認後、所定の手続きを経て会員として登録されます。

#### 5. 入会金・年会費

入会金は35万円、年会費は60万円と致します。一社につき、最大10名まで記名登録が出来ます。

	入会金	年会費
正会員（医療・ヘルスケア・介護福祉等有資格者会員*）	5万円	60,000円
賛助会員	10万円	60,000円
コーポレート会員（10名まで記名登録可）	35万円	600,000円
一般会員	無料	無料

\*医師・歯科医師・薬剤師・看護師・保健師・助産師・歯科衛生士・放射線技師・臨床検査技師・柔道整復師・はり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師・理学療法士・作業療法士・視能訓練士・言語聴覚士・義肢装具士・臨床工学技士・歯科技工士・救命救急士・介護福祉士・社会福祉士・精神保険福祉士

#### 6. コーポレート会員特典

- ・ 取扱商品の認定及びロゴの使用（別途プログラム参照）
- ・ 当協会で開催されるセミナーや研修等での出展
- ・ 医療・ヘルスケア・介護福祉等有資格者会員への商品PR
- ・ 当協会にて会員向けセミナーの開催



# 一般社団法人日本ウェルビーイング医学協会（JSWM）

## コーポレート会員 申込書

貴協会の趣旨に賛同し、下記の通りコーポレート会員として入会を申込みます。

お申込み年月日：

記

お申込み企業：

団 体 名

（ 英 文 ）

代 表 者

職 位：

氏 名：

代表者印

所 在 地

郵便番号：

住 所：

電話番号：

ご連絡担当者

所属部署：

職 位：

氏 名：

電話番号：

FAX 番号：

E - Mail：

## 暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・誓約書

一般社団法人日本ウェルビーイング医学協会 殿

1. 当社（役員及び経営に実質的に関与している者を含む）は、現在又は将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明、確約いたします。
  - ① 暴力団
  - ② 暴力団員
  - ③ 暴力団員でなくなった時から5年を経過していない者
  - ④ 暴力団準構成員
  - ⑤ 暴力団関係企業
  - ⑥ 総会屋等、社会運動・政治活動等標ぼうゴロ
  - ⑦ 特殊知的暴力団
  - ⑧ その他前各号に準ずる者
  
2. 当社は、現在又は将来にわたって、前項の反社会的勢力と次の各号のいずれかに該当する関係がないことを表明、確約いたします。
  - ① 反社会的勢力によって、その経営を支配させる関係
  - ② 反社会的勢力が、その経営に実質的に関与している関係
  - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用している関係
  - ④ 反社会的勢力に対して資金等を供与し、又は便宜を供与するなどの関係
  - ⑤ その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力との社会的に非難されるべき関係
  
3. 当社は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかの行為も行わないことを表明、確約いたします。
  - ① 暴力的な要求行為
  - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③ 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - ④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて貴機構の信用を毀損し、又は貴機構の業務を妨害する行為
  - ⑤ その他前各号に準ずる行為
  
4. 当社は、下請け又は再委託先業者（下請け又は再委託契約が数次にわたるときは、その全てを含む。以下同じ。）との関係において、次の各号のとおりであることを表明、確約いたします。
  - ① 下請け又は再委託先業者が前1、2及び3に該当せず、将来においても前1、2及び3に該

当しないこと

② 下請け又は再委託先業者が前号に該当することが判明した場合には、直ちに契約を解除し、又は契約解除のための措置をとること

5. 当社は、下請け又は再委託先業者が、反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請け又は再委託先業者をしてこれを拒否させるとともに、速やかにその事実を貴機構に報告することを表明、確約いたします。
6. 当社は、これら各項のいずれかに反したと認められることが判明した場合及び、この表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、催告なしで除名されても一切異議を申し立てず、または賠償ないし補償を求めないことを表明、確約いたします。

年 月 日

住所：

名称：

代表者名：

⑩